

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 3

◇ 人事委員会

- 不利益処分についての審査請求に関する裁決書【行政委員会事務局調査課】 7

◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定【公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課】 9
- 特定調達契約の落札者の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】 10

北九州市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月16日

北九州市長 武内和久

訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
クラッチケア訪問看護ステーション三萩野	北九州市小倉北区吉野町10番19号3FM号室	令和6年2月1日

北九州市告示第52号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月16日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	令和6年1月19日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和6年1月5日	西海岸自転車保管所
	3台	令和6年1	

		月 2 2 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 3 0 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 6 年 1 月 1 0 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 2 台	令和 6 年 1 月 2 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 5 年 1 月 1 8 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 6 年 1 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 6 年 1 月 5 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 1 5 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 1 6 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 1 9 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 2 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 9 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 3 0 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 3 1 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 6 年 1 月 2 2 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 1 月 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	5 台	令和 6 年 1 月 9 日	

	3 台	令和 6 年 1 月 1 0 日	
	4 台	令和 6 年 1 月 1 1 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 1 2 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 1 5 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 1 8 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 1 9 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 2 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 3 日	
	4 台	令和 6 年 1 月 2 5 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 2 6 日	
	3 台	令和 6 年 1 月 2 9 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 3 0 日	
	2 台	令和 6 年 1 月 3 1 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 6 年 1 月 2 5 日	北九州市若松区響南 町 8 番
	2 台	令和 6 年 1 月 3 0 日	小石自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 1 月 1 2 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 6 年 1 月 1 5 日	藤田自転車保管所

	2 台	令和 6 年 1 月 2 5 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 3 0 日	
J R 黒崎駅周辺地区自転 車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 1 月 1 1 日	
J R 折尾駅周辺地区自転 車放置禁止区域	4 台	令和 6 年 1 月 2 3 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転 車放置禁止区域	3 台	令和 6 年 1 月 1 7 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止 区域外	1 台	令和 6 年 1 月 5 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 6 年 1 月 1 5 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 1 9 日	
	4 台	令和 6 年 1 月 2 5 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 3 1 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	3 台	令和 6 年 1 月 2 6 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域	9 台	令和 6 年 1 月 1 5 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区 域外	2 台	令和 6 年 1 月 2 6 日	

北九州市人事委員会公告第1号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成9年北九州市人事委員会規則第2号。以下「審査請求規則」という。）第62条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月16日

北九州市人事委員会委員長 高橋直人

北九州市人事委員会は、下記の審査請求人に係る審査請求について、審査請求規則第53条第1項第2号の規定により、裁決で却下する。

当該裁決に係る裁決書の正本は、北九州市人事委員会が保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

なお、公示をした日の翌日から起算して14日を経過したときは、当該裁決書の正本の送付があったものとみなす。

記

1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

2 裁決を行った審査請求

次の審査請求のうち、前項の審査請求人に係るもの

昭和44年（不）第1～3749号 10.8教組事案

昭和45年（不）第23～3721号 11.13教組事案

昭和46年（不）第7～2915号 7.15教組事案

昭和48年（不）第133～2324号 4.27教組事案

昭和50年（不）第147～2387号 4.11教組事案

昭和51年（不）第106～2299号 12.10教組事案

昭和52年（不）第115～2249号 4.20教組事案

昭和53年（不）第1～2095号 4.15教組事案

昭和54年（不）第1～1867号 53年教組大量事案

昭和56年（不）第70～2003号 56年6月教組大量事案

昭和57年（不）第1～1995号 56年10月教組大量事案

昭和58年（不）第1～2029号 57年教組大量事案

昭和59年（不）第13～2005号・2007号 58年教組大量事案

昭和60年（不）第1～2010号 59年教組大量事案

3 備考

当該裁決書の正本は、北九州市人事委員会行政委員会事務局調査課（電話093-582-3042）において交付する。

(別紙)

日隈美津代	田口スヅ子	小野常行	柴田雅子
河津フヂ子	原田佳雄	敷田雅巨	山本十三子
千手良香			

公立大学法人北九州市立大学公告第3号

公立大学法人北九州市立大学政府調達取扱規程（平成31年北九大規程第5号。以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月16日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津田純嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
先端環境分析機器賃貸借契約 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
公立大学法人北九州市立大学事務局企画管理課
北九州市若松区ひびきの1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月24日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社九州支店
福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
- 5 落札金額
1億7178万840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年12月13日
- 8 落札方式
最低価格による。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第3号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月16日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西洋一

- 1 物品等の名称及び数量
生化学自動分析装置 二式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市立八幡病院事務局経営企画課
北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
- 3 落札者を決定した日
令和6年1月31日
- 4 落札者の名称及び住所
正晃株式会社北九州営業所
北九州市八幡東区東田一丁目6番5号
- 5 契約金額
3,500万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年12月22日
- 8 落札方式
最低価格による